

品種名称関連法規

1) 植物新品種保護法第106条(品種名称)

- ① 第30条第1項により品種保護を受けるために出願する品種は1個の固有な品種名称を持たなければならない。
- ② 大韓民国や外国に品種名称が登録されていたり品種名称登録出願がされている場合にはその品種名称を使用しなければならない。

2) 植物新品種保護法第107条(品種名称登録の要件)

次の各号のいずれか一つに該当する品種名称は第109条第8項による品種名称の登録を受けることができない。

- 1. 数字(記号含む)のみで表示した品種名称
- 2. 該当品種または該当品種収穫物の品質・収穫量・生産時期・生産方法・使用方法または使用時期のみで表示した品種名称
- 3. 該当品種が属する属または種の異なる品種の品種名称と同じ、または類似して誤認されたり混同されるおそれがある品種名称
- 4. 該当品種が事実と違って異なる品種から派生されていたり、異なる品種と関連あるものと誤認されたり混同されるおそれがある品種名称
- 5. 植物の名称、属または種の名称を使用していたり植物の名称、属または種の名称と誤認されたり混同されるおそれがある品種名称
- 6. 国家、人種、民族、性別、障害者、公共団体、宗教または個人との関係を虚偽で表示したり、誹謗したり侮辱するおそれがある品種名称
- 7. 著名人の氏名、名称またはこれらの略称を含む品種名称。ただし、該当者本人の承諾を受けた場合には除外する。
- 8. 該当品種の原産地を誤認したり混同する恐れがある品種名称または地理的表示を含む品種名称
- 9. 品種名称の登録出願日より先に「商標法」による登録出願中また、登録された商標と同一か類似して誤認または混同するおそれがある品種名称
- 10. 品種名称自体またはその意味などが一般的な道德観念や風俗または公共の秩序を害するおそれがある品種名称

<参考>

[ローマ字表記法]

1. 単母音

ㅏ	ㅑ	ㅓ	ㅕ	ㅗ	ㅛ	ㅜ	ㅠ	ㅡ	ㅣ
a	eo	o	u	eu	i	ae	e	oe	wi

2. 二重母音

ㅑ	ㅓ	ㅕ	ㅠ	ㅜ	ㅠ	ㅗ	ㅛ	ㅕ	ㅠ	ㅣ
ya	yeo	yo	yu	yae	ye	wa	wae	wo	we	ui

○ ‘ㅑ’ は ‘ㅣ’ と音が出ても ‘ui’ と書く。

(例) 광희문(光熙門) Gwanghuimun

○ 長母音の表記は別にしない

3. 子音

ㄱ	ㄲ	ㅋ	ㄷ	ㄸ	ㅌ	ㅍ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ	ㅑ
g,k	kk	k	d,t	tt	t	b,p	pp	p	j	jj	ch	s	ss	h	n	m	ng	r,l

○ ‘ㄱ, ㄷ, ㅍ’ は、母音の前では ‘g, d, b’ に、子音の前または語末では

‘k, t, p’ と書く。([]中の発音により表記する。)

(例)

구미(龜尾)Gumi, 영동(嶺東)Yeongding, 백암(白巖)Baegam, 옥천(沃川)

Okcheon, 합덕(合德)Hapdeok, 호법(戶法)Hobeop, 월곶[월곶](ウルコッ)

Wolgot, 벚꽃[벚꽃](桜)Beotkkot, 한밭[한밭](ハンバツ)Hanbat

○ ‘ㄹ’ は、母音の先では ‘r’ と、子音の先または語末には ‘l’ と書く。

ただし、‘ㄹㄹ’ は、 ‘ll’ と書く

(例)

구리(九里)Guri, 설악(雪嶽)Seorak, 칠곡(漆谷)Chilgok, 임실(任實)Imsil

울릉(鬱陵)Ulleung

IV. 出願書提出

1. 出願書提出方法

1) 電子出願 ☞ 詳細は第3章を参照

- 品種管理出願申請システム(www.seednet.go.kr)加入
品種管理出願申請システム接続 - 会員加入 - 使用者管理メニュー内
“出願人/代理人/申告人登録” - 登録ボタン - 出願人登録後承認
- 出願人承認後電子出願書作成
ログイン - 出願申請 - 品種保護出願作成する - 作成 - 受付要請

2) 訪問受付および郵便受付

- 作成した出願書を持参または郵便で送付、出願手数料は口座に振り込みし
た後入金確認証を同封
(農協132-01-327381、預金主：国立種子院)

品種保護出願日：品種保護出願書が受付された日

2. 適正提出時期

- いつでも出願が可能であるが、当年栽培試験のためには最低限栽培試験が始まる
3ヶ月前に出願しなければならない
- ※ 栽培試験圃場、気候などの条件により栽培試験が出願該当年度に実施されないこと
もある

[参考]「品種保護出願書作成する」で具備すべき書類

1. 品種保護出願書
2. 品種の育成過程
3. 品種の特性(表)説明
4. 品種特性記述書
5. 写真
6. 種子試料または試料提出確約書(栄養繁殖の場合)
7. 委任状および翻訳：(代理人がいる場合)
8. 納付領収書
9. その他(該当する場合：権利持分約定書、出願権利承継書、その他資料など)